（ 会 費 規 定 ）

① この法人の会費は、第 10 章6 の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
ただし、２０２１ 年度は経過処置として、従来の年会費 10,000 を収めることとする。

(1) 正会員　　個人　２，０００円　団体・法人　１０，０００円
(2) 準団体会員　　会　費　（　年　額　）　無料　　→　準団体会員は廃止
ただし、正会員の団体に属している個人は、会費を免除する。

(2) 賛助会員　　一口　10,000 円（一口以上とする）

② 当該年度の年会費は毎年6 月末日迄に納金するものとする。

③ 会費を振込む場合の口座は下記の通りとし、振込手数料は減額して振り込みをお願いします。

記

四国銀行 本店営業部
（普）１６７８７６８
高知県ウオーキング協会
会長 田村　滋

※（2021 年 10 月 2 日より）

四国銀行 本店営業部
（店番号）０５１
（普）5225347
特定非営利活動法人
高知県ウオーキング協会
理事　　田村　滋

みずほ銀行 高知支店
（普）３００９５６３
高知県ウオーキング協会
会長 田村　滋

④ 本規定は2０２１ 年 10 月 2 日より施行する。